

国民健康保険料賦課方式の見直しについて

1. 全国の状況

- ・ 4方式から3方式に移行（資産割廃止）する市町村が増加
- ・ 世帯のシェアは3方式が最も多い
- ・ 2方式は首都圏を中心に大都市に偏在

国保料（税）賦課方式の状況（H27年度：医療給付費分）

	4方式	3方式	2方式	計
市町村数	1 0 7 1 (62.5%)	5 7 6 (33.6%)	6 7 (3.9%)	1, 7 1 4
世帯数	5 4 3 万世帯 (27.5%)	1 0 4 8 万世帯 (53.1%)	3 8 4 万世帯 (19.4%)	1 9 7 4 万世帯

出典：厚生労働省 国民健康保険実態調査

- ※ 4方式…所得割、資産割、均等割、平等割
 3方式…所得割、均等割、平等割
 2方式…所得割、均等割

2. 資産割賦課の課題

（1）被保険者の不公平感

- ①固定資産税が算定基礎となることへの二重負担感
- ②持ち家の年金生活者・低所得者に負担が加重になる
- ③被用者保険にはない国保固有の賦課方式

（2）保険者からみた資産割の特性

- ①所得の変動に左右されない安定的な財源
- ②不作・不漁の影響を受けやすい農漁村においては所得割の減少を補完する
- ③市外に所有している資産には賦課できない
- ④居住地による資産評価額（資産税額）の差が市町村間の保険料格差に影響

（3）社会環境の変化

- ①事業収益を生む資産を保有する自営業者や営農者は2割未満
- ②居住用の固定資産が多くを占めている状況
- ③国保の都道府県化に際し、将来的な県内保険料の統一の妨げとなる

※ 鳥取県内19市町村すべてが4方式、島根県は3町を除く16市町村が3方式

3. 資産割廃止の影響の試算（イメージ）

- 全てを所得割に転嫁した場合、若年層や給与所得者の保険料負担が加重になる
- 応益割にある程度上乘せした場合、軽減額が増え、一般会計からの繰入が可能
- 同一の所得水準・同一の世帯構成であれば資産の有無にかかわらず保険料負担が同額となる

<仮試算条件>

- ・資産割廃止の影響額を全て応能割・応益割の双方で調整
(応能 50 : 応益 : 50 ⇒ 応能 48 : 応益 52)
- ・現時点で可能な範囲の保険料引き下げを行うことを仮定
(引下げ率▲2.6% 総額約▲93,000 千円 1世帯当たり▲3,900 円)

<モデルケース>

A 年収350万円（40代夫婦 子2人 資産なし）

	H29
医療分	248,700 円
支援分	90,200 円
介護分	68,600 円
計	407,500 円

⇒

	資産割廃止
医療分	260,400 円
支援分	94,800 円
介護分	72,500 円
計	427,700 円

年額 +20,200 円の増
現行で資産割がない世帯は増額となる

B 年収350万円（40代夫婦 子2人 固定資産税8万円）

	H29
医療分	261,500 円
支援分	93,700 円
介護分	72,400 円
計	427,600 円

⇒

	資産割廃止
医療分	260,400 円
支援分	94,800 円
介護分	72,500 円
計	427,700 円

年額 +100 円の増
資産割の減額は所得割等の増額により相殺

C 年金年収150万円（68歳夫婦 固定資産税なし）

	H29
医療分	20,100 円
支援分	6,900 円
介護分	0 円
計	27,000 円

⇒

	資産割廃止
医療分	20,400 円
支援分	7,000 円
介護分	0 円
計	27,400 円

年額 +400 円の増
増額となるも7割軽減がかかるため影響が緩和

D 年金年収150万円（68歳夫婦 固定資産税8万円）

	H29
医療分	32,900 円
支援分	10,400 円
介護分	0 円
計	43,300 円

⇒

	資産割廃止
医療分	20,400 円
支援分	7,000 円
介護分	0 円
計	27,400 円

年額 ▲15,900 円
資産割相当額が減額